

学校における業務改革プラン

(業務量管理・健康確保措置実施計画)

子どもたちの「明日」のために
先生の「今日」を変える



令和8年3月
西伊豆町教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校では対応すべき様々な課題の発生により、教職員の業務の質が変化し、量も増大している。そして、教職員の心身の負担、教育活動の質の低下や教職への魅力の低下が懸念されている。国は、令和7年6月に「教育職員の給与に関する特別措置法」を改正した。これにより、教育委員会は教職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための計画を定めることが義務付けられた。

西伊豆町教育委員会は、教職員の心身の健康の保持増進により、働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指しているより質の高い教育をおこなうために、「学校における業務改革プラン」を業務量管理・健康確保措置実施計画として位置づけ、プランの対象を西伊豆町立学校の教職員とする。

学校においては、プランを踏まえた業務改善目標を設定し、校長のリーダーシップの下、組織的改善を進めるとともに、個々の教職員も業務改善に取り組むものとする。

(2) 西伊豆町の現状

○西伊豆町では、令和3年10月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「西伊豆町立小中学校職員の勤務時間の上限に関する方針」（別紙1）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、西伊豆町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【西伊豆町の令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を超える割合	月80時間を超える割合
小学校	月36.9時間	35% (27.4%)	1.6% (2.5%)
中学校	月33.4時間	20% (44.0%)	0% (10.7%)

※管理職を含む ※()内は県の割合

○時間外在校等時間の年平均は県内の市町の中でほぼ中間である。45時間を超える割合が、教諭だけを見ると小学校26%、中学校18%と小学校での業務の負荷が大きく、教頭においては小学校83%、中学校58%となっており業務の負荷が特に大きくなっている。教育職員の業務の精選と効率化を図ることで、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間を超える職員の割合を0%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする【14.7日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%まで減少させる【7%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を100以下とする
【総合健康リスク 86】【仕事の量的負担とコントロールに関する健康リスク 108】
【周囲のサポートに関する健康リスク 80】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを感じている職員の割合を100%にする。

3. 計画の期間

「第2次西伊豆町総合計画」「第3期西伊豆町子ども・子育て支援事業計画」「教育大綱」との整合を図り、令和8年度～令和11年度の4年間の期間としてプランを作成し取り組みを推進する。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 西伊豆町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア、学校以外が担うべき業務

- ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 地域や学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。PTA 役員会や西伊豆町交通安全対策委員会等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◇ 祭りの日の夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 祭りの日の夜間における見回りについては、西伊豆町青少年問題協議会が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わ

ないこととする。

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学年費等の学校徴収金について、徴収手続き等の精査を進める。

◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・令和9年度までに、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士（県のスクールロイヤー）等の専門家を活用すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ、教師以外が積極的に参画すべき業務

◇ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・学校家庭情報連絡システム「すぐーる」の機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、西豆共同学校事務室を支援する。

◇ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールの開始前に行う清掃業務について、教育委員会において外部委託を行う。
- ・体育館の地域開放の管理業務について、教育委員会において行う。

◇ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和13年度までの「原則、休日の全ての部活動の地域展開」を目指して、教員の業務兼業や保護者・地域住民の協力を得て教職員の負担軽減を図る。
- ・休日の部活動指導者の確保のために「スポーツ指導者人材バンク」を設ける。実際に指導する場合には、町の会計年度職員として採用して活動に応じた手当を支給する。
- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を継続するとともに、部活動の精選を行い、複数顧問体制による個々の教職員の負担軽減を図る。

ウ、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員(SSS)を全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能による出欠席管理や成績処理、AI型ドリルによる問

題作成と採点等、情報システムを活用して教員の事務負担を軽減する。

◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が参加する生徒指導関係の校内会議を行い、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、いじめ問題対策連絡協議会（年2回と必要に応じて）、教育支援委員会（年2回）、特別支援教育連携推進協議会（年2回）を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・健康福祉課と連携し、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。
- ・授業等における児童生徒の支援に当たる教育支援員を町採用で各校に配置し、教室での支援を行うとともに、教室に行けない児童生徒が別室で学習をする場合に、教科担当や学級担任と連携して支援に当たる。
- ・複式学級担任の負担を軽減するとともに児童生徒の学力補償を図るために、教員免許を有する複式学級補助教員を配置する。
- ・教員の教材研究等の時間を確保するために、小学校の放課後学習に地域の人材を活用する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表を工夫する。
- ・「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」やデジタル技術の活用により、校務の効率化を進める。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設置を進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を推奨する。
- ・終業から翌日の始業までに11時間以上の休息時間の確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談があった場合は、関係部署と連携して医師等を紹

介する。

- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、教育委員会が各学校の在校等時間の状況を把握し、学期ごとの具体的措置の取組状況などについて教育委員会定例会で報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り指導等を実施する。特に、時間外在校時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、西伊豆町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・地域ボランティアの確保・充実などについて、首長部局や学校運営協議会と連携して取り組む。

令和3年10月8日

1 趣 旨

教育職員が、教育に生きがいを感じ、教職に携わることに誇りをもって生き生きと教育活動に取り組めるようにするには、勤務環境の整備が必要不可欠であり、本来、決められた勤務時間の中で、授業や教材研究、児童生徒と向き合う時間などが確保されなければならない。

県教育委員会では、平成31年2月、「学校における業務改革プラン」（以下、「業務改革プラン」という。）を策定し、教育職員一人一人と組織としての学校、それを支援する教育委員会が一丸となって業務改革に取り組んでいくこととしているが、取組の実効性を高めるためには勤務時間に対する意識改革が不可欠であり、勤務時間の管理を適切に行うことがその第一歩である。

このため、「西伊豆町立小中学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下、「方針」という。）を策定し、長時間勤務是正の指標となる時間外勤務の上限の目安時間や学校における勤務時間の把握方法を定め、時間を意識した働き方の定着を目指していく。

今後、方針に基づいて勤務時間の把握・分析を行いながら、働き方改革を推進し、よりよい勤務環境を確立することで、教育の質の向上へとつなげていく。

2 対象職員

西伊豆町立小中学校の教育職員

3 時間外勤務の上限の目安時間

原 則

月 45 時間以内・年 360 時間以内（いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む）

特 例（児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合）

月 100 時間未満・年 720 時間以内（いずれも週休日及び休日の勤務時間を含む）

ただし、月 45 時間を超える月は1年間で6か月以内、かつ、連続する複数月（2か月～6か月）それぞれの期間で、時間外勤務時間の平均が80時間以内

4 上限の目安の対象となる時間外勤務のイメージ（下図塗りつぶし部分）

○ 平日の校務処理等（校内・校外）

業務外 ・ 自己 研鑽	超 勤 4 項目	授 業	休 憩	授 業	超 勤 4 項目	業務外 ・ 自己 研鑽
	成績処理・授業準備等			部活動指導		

※業務に従事した時間から正規の勤務時間及び休憩時間を除いた時間が対象。

※超勤4項目とは、校長が時間外勤務を命ずることができる生徒実習・学校行事・職員会議・非常災害等緊急対応をいう。

○ 週休日・休日の校務処理等

業務外 自己 研鑽	部活動指導 成績処理 授業準備 等	業務外 自己 研鑽
-----------------	-------------------------	-----------------

※週休日・休日については業務に従事した全ての時間が対象。

5 勤務時間等の考え方と把握方法

項目	内容	把握方法
①在校時間	(校内)出勤から退勤までの時間	タイムカード
	(校外)校外での勤務の時間	自己申告
②条例等で定められた勤務時間	1日につき7時間45分 ※短時間勤務の者は割り振られた時間 ※休暇、職専免の時間を除く	—
③休憩時間	勤務時間に応じて校長が与える時間 (1日つき45分)	—
④自己研鑽の時間	自らの判断による専門性や教養を高める為の勉強や自主的な研究会への参加等に係る時間	自己申告
⑤その他業務外の時間	所定勤務時間前後の食事や読書、職専免活動等の業務とはみなされない活動を行った時間	自己申告
⑥在校等時間 (勤務時間)	業務に従事した時間 ① - ③ - ④ - ⑤	タイムカード
⑦上限の目安の対象となる勤務時間	在校等時間から条例等で定められた勤務時間を減じた時間 ⑥ - ② (① - ② - ③ - ④ - ⑤) = 在校等時間 - (正規の勤務時間 - 休暇・職専免)	タイムカード 自己申告

6 実効性を担保するための取組

- 西伊豆町教育委員会にあっては、把握した勤務時間の状況の分析や、PDCAサイクルによる「学校における業務改革プラン」の進捗管理を行い、「働き方改革」に関する施策を講じるとともに、各学校への支援につなげていく。併せて、国に対して、「働き方改革」に必要な、教職員定数の改善等の環境整備を働きかける。
- 校長等管理職にあっては、「学校経営計画書」記載の「働き方改革」に関する目標を実現するための取組を着実に進める。また、教育職員の健康状態に留意し、把握した勤務時間の状況を踏まえ、必要に応じて業務分担の見直し等を行う。
- 教育職員にあっては、自らの心身の健康の保持増進のため、業務のあり方や進め方等を見直す。また、県教育委員会の「働き方改革」に関する施策や、学校における適切な業務分担等につなげるため、「勤務時間」を正確に記録する。